

○地方公営企業法第39条第2項の規定により企業
長が定める職に関する規則

〔昭和56年4月1日〕
規則第2号

改正 昭和57年4月 1日規則第1号 昭和62年4月 1日規則第2号
平成 4年3月31日規則第2号 平成10年3月31日規則第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により企業長が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 課長
- (3) 主幹
- (4) 課長補佐
- (5) 人事給与担当の係長
- (6) 主査
- (7) 前各号に規定する心得の職にあるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。